

# 東京都の最低賃金

## 最低賃金、しっかりチェック!!

最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局  
労働基準監督署

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備考
東京都最低賃金	958	29.10.1	東京都全域の事業場で働くパートタイマー、臨時、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

最低賃金には次の賃金は含まれません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当  
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

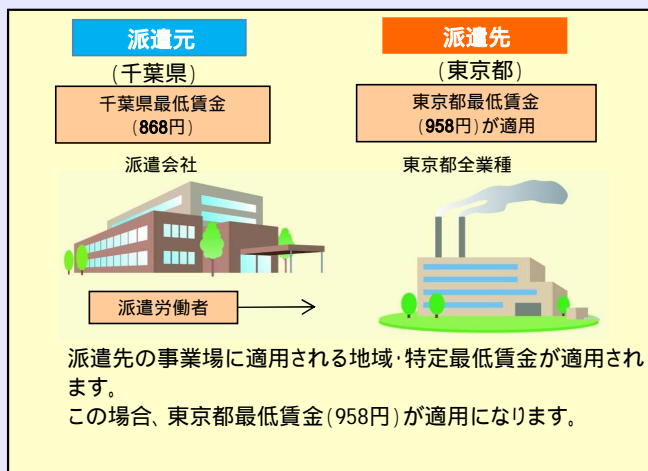
臨時に支払われる賃金（結婚手当など）  
時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

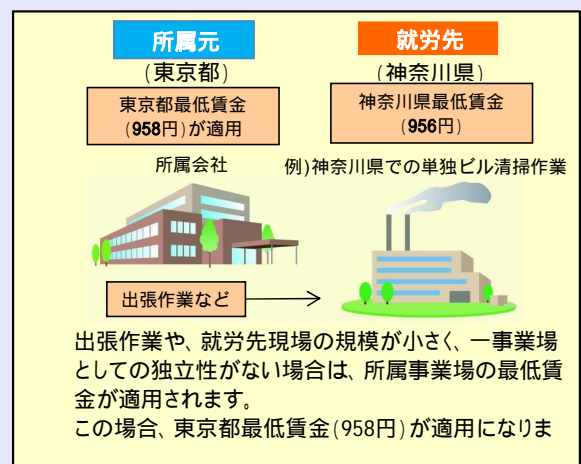
- \* 日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
- \* 月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。

派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用は次のとおりです。

### 派遣労働の場合



### 出張作業等の場合



### 最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として、個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例」規定があります。

東京都で設定されているすべての特定（産業別）最低賃金は、現在東京都最低賃金を下回っているため、特定（産業別）最低賃金対象事業場についても、東京都最低賃金が適用されます。

- 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業
- 業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
- はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- 各種商品小売業
- 出版業
- 鉄鋼業

業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。東京都内の事業主にも適用されるようになりました。

申請先 東京労働局雇用環境・均等部企画課 (03 6893 1100)

最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」を設けています。 ☎ 0120-311-615 <http://www.touki-ren.or.jp/join05.html>

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署まで